

13 授乳室等

【基本的な考え方】

乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳やおむつ替えの場所を設置することが必要です。授乳は本人だけでなく、周囲の人にも気を使い、また、時間的な融通もききません。授乳室等には、乳児が食事をする場所となるので落ち着いた環境づくりに配慮する必要があります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
授乳室等「9-1」設置	劇場等、集会場等、卸売市場・物販店舗、運動施設・遊技場及び博物館等で用途面積が2,000㎡以上のもの（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。）、母子福祉施設、旅客施設で1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であるもの並びに保健所又は市町村保健センターには、乳児用ベッドその他授乳及びおむつの交換に必要な設備を備えた授乳室等を1以上設けること。	
授乳室等「9-2」案内表示	授乳室等の出入口又はその付近には、授乳室等である旨が見やすい方法により表示されていること。	
利用円滑化経路「14-2」 有効幅員 戸の構造	<p>□ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80cm以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>利用円滑化経路を構成する授乳室等の出入口の基準です。</p> <p>車いすが通過できる幅員です。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>

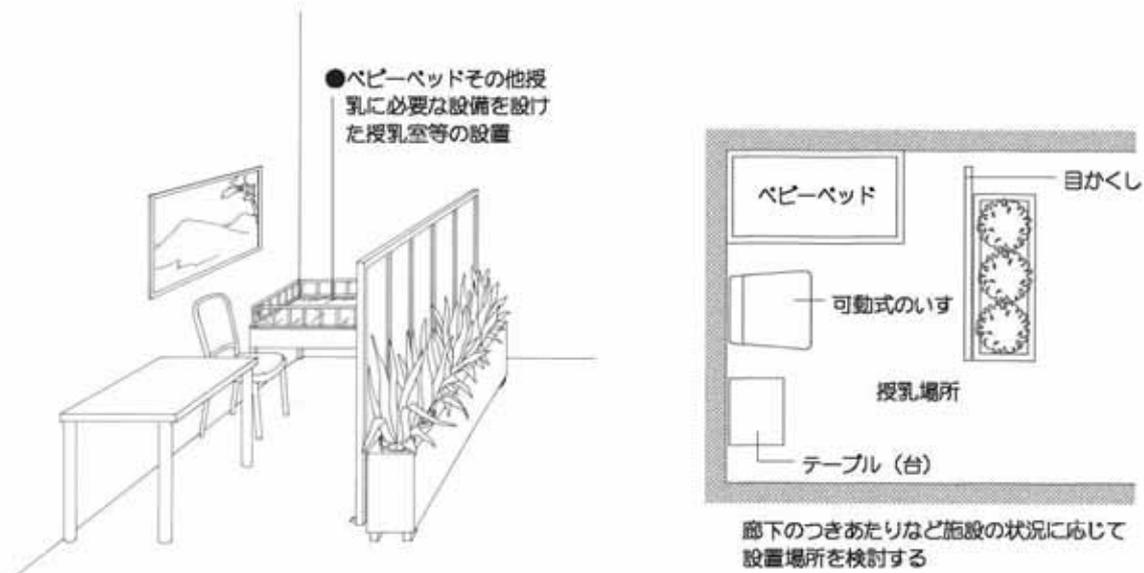
設計標準

項目	整備水準	解説
室内の構造 乳児用ベッド 給湯設備 手荷物用棚	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で、落ち着いた空間づくりに配慮します。 授乳場所は、カーテン等を設け、プライバシーの確保に配慮します。 使用中であることを表示し、又は授乳場所を個室化することなどにより、男性にも利用しやすいよう配慮をします。 乳児用ベッドに柵を設ける場合は、取り外し可能なものとします。 給湯設備のある流し台等を設けます。 手荷物等を置くことができる棚や、衣類を掛けるフック等を設けます。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
設置	<ul style="list-style-type: none"> 構造基準等で定める以外の施設にも、必要に応じて授乳室等を設置します。 	

授乳室等の整備例



授乳室の例

